



# 熊本県公報

第13269号  
令和5年(2023年)  
9月29日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 救急告示医療機関の認定(菊池圏域).....(医療政策課) 1
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 2
- 道路の区域変更.....( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定.....(高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....( // ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新.....(障がい者支援課) 3
- 道路の供用開始.....(道路保全課) 3
- 熊本県内水面漁場計画.....(水産振興課) 4
- 熊本県地下水保全条例に基づく地下水涵養指針の一部改正.....(環境立県推進課) 4

**公 告**

- 農地の利用権の設定に関する裁定.....(農地・担い手支援課) 4
- 土地改良区の役員を選任等.....(農村計画課) 5
- 熊本県立高等技術専門校仮設校舎賃貸借業務に係る一般競争入札の落札者等の決定.....(労働雇用創生課) 5
- 道路の位置の指定.....(建築課) 5
- 道路の位置の指定.....( // ) 6
- 県営土地改良事業計画の決定.....(農村計画課) 6
- 大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更届出.....(商工振興金融課) 6
- 令和5年度(2023年度)熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会の開催.....(消費生活課) 7
- 農用地利用集積等促進計画の認可.....(農地・担い手支援課) 7
- 基本測量の終了.....(監理課) 8
- 農用地利用集積等促進計画の認可.....(農地・担い手支援課) 8

**登 載 依 頼**

- 熊本県警察捜査情報統合管理システム改修業務委託に係る随意契約の相手方の決定.....(警察本部刑事企画課) 8

## 告 示

### 熊本県告示第725号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
熊本セントラル病院	菊池郡菊陽町大字原水2921番地	令和5年(2023年) 10月3日から 令和8年(2026年) 10月2日まで
菊池郡市医師会立病院	菊池市大琳寺75番地3	令和5年(2023年) 11月14日から 令和8年(2026年) 11月13日まで
菊池中央病院	菊池市隈府494番地	令和5年(2023年) 11月14日から 令和8年(2026年) 11月13日まで

岸病院	菊池市泗水町豊水3388番地1	令和5年(2023年) 11月14日から 令和8年(2026年) 11月13日まで
熊本リハビリテーション病院	菊池郡菊陽町曲手760番地	令和5年(2023年) 11月14日から 令和8年(2026年) 11月13日まで
川口病院	菊池市隈府823番地1	令和5年(2023年) 11月14日から 令和8年(2026年) 11月13日まで
菊陽台病院	菊池郡菊陽町久保田2984番地	令和5年(2023年) 11月14日から 令和8年(2026年) 11月13日まで

**熊本県告示第726号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)9月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道 八代線	八代市坂本町中谷ろ字平林 985番1地先から  八代市坂本町中谷ろ字中原谷 2076番2地先まで	前	1.0 ～ 8.4	1,095.3	災害復 旧工事
			後	1.0 ～ 8.4	1,095.3	
				3.6 ～ 9.9	1,046.0	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)9月29日

**熊本県告示第727号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)9月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉 湯前線	球磨郡水上村大字江代字平谷 1429番1地先から 同所 1414番1地先まで	前	3.5 ～ 12.3	332.5	防交安
			後	6.3 ～ 18.5	332.0	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)9月29日

**熊本県告示第728号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アサヒサンクリーン株式会社	アサヒサンクリーン在宅介護センター熊本南	宇城市松橋町松橋212-2	令和5年（2023年）10月1日	訪問入浴介護

**熊本県告示第729号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アサヒサンクリーン株式会社	アサヒサンクリーン在宅介護センター熊本南	宇城市松橋町松橋212-2	令和5年（2023年）10月1日	介護予防訪問入浴介護

**熊本県告示第730号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年（2023年）9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療	指定更新年月日
ダン永碓薬局 八代市永碓町1073番地1	調剤	令和5年（2023年）10月1日
きりん薬局松坂店 山鹿市山鹿1087番地3	調剤	令和5年（2023年）10月1日

**熊本県告示第731号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）9月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡湯前町字塩利 5121番1地先から 同所 5112番1地先まで	367.4	

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）9月29日

熊本県告示第732号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により熊本県内水面漁場計画を定めたため、同条第2項において準用する同法第64条第6項の規定により、当該内水面漁場計画の内容及び漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条に定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び当該免許の申請期間を公示する。  
令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 熊本県内水面漁場計画別冊のとおり
- 2 漁場図別冊のとおり
- 3 免許予定日  
令和6年(2024年)1月1日
- 4 申請期間  
令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月20日まで

熊本県告示第733号

平成24年9月28日熊本県告示第1095号(熊本県地下水保全条例に基づく地下水涵養指針の策定)の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から施行する。  
令和5年9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

第2の2中「地下水採取量の1割」を「地下水採取量に見合う量(原則10割)」に、「なお、この目標については、目標の達成状況、熊本地域における地下水位の状況等を踏まえ必要な見直しを行うものとする。」を「ただし、令和5年10月1日より前に条例第35条に基づく地下水涵養計画を知事に提出している者については、あらかじめ許可された地下水採取量を上回らない場合に限り、同計画に基づく地下水涵養の取組を継続することができるが、可能な限り地下水採取量に見合う地下水涵養量を達成できるよう努めるものとする。」に、「具体的な目標」を「目標として具体的な割合」に改め、第2の2の《参考》を削る。

第2の3(2)中「掲げたように、当面、年間採取量の1割に相当する量」を「掲げる目標を達成するための涵養量」に改め、同①ア(イ)及び同①イ(イ)中「地下水採取予定量の少なくとも1割に相当する量を目安とした」を削り、同①イ(ウ)中「採取量に応じた協力金・寄付金を拠出するなどして、」を「寄付等を行い、」に改める。

別紙中「地下水採取量の1割に相当する」を「目標」に改める。  
別紙の1中「1,969ミリメートル(H14~H23の10年間の平均降水量)」を「2,058ミリメートル(H25~R4の10年間の平均降水量)」に、「有効降雨量=1,527ミリメートル」を「有効降雨量=1,595ミリメートル」に、「有効降雨量1,527ミリメートル」を「有効降雨量1,595ミリメートル」に、「96立方メートル」を「100立方メートル」に、「614立方メートル」を「641立方メートル」に、「993立方メートル」を「1,037立方メートル」に、「年間平均降雨量1,969ミリメートル」を「年間平均降雨量2,058ミリメートル」に、「1,378立方メートル」を「1,441立方メートル」に改める。

別紙の2(2)中「1,969ミリメートル(H14~H23の10年間の平均降水量)」を「2,058ミリメートル(H25~R4の10年間の平均降水量)」に、「1,969ミリメートル/」を「2,058ミリメートル/」に、「13,783立方メートル」を「14,406立方メートル」に、「4,923立方メートル」を「5,145立方メートル」に改める。

別紙の3中「例えば地下水財団が実施する涵養事業に寄付等を行うことにより涵養対策を講じる場合は、採取量1立方メートル当たり0.3円を採取量に乗じて得た額を目安とする。」を「涵養に必要な事業費を地下水財団に寄付等を行うことにより涵養対策を講じることも可能である。」に改める。

公 告

熊本県公告第607号

次の農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたため、同法第41条第3項の規定により公告する。  
令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
宇土市栗崎町字上竹32番1	田	1,474
宇土市栗崎町字上竹32番2	田	282

宇土市栗崎町字上竹32番3

田

33

## 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和6年(2024年) 1月1日	5年	15,000円

## 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人熊本県農業公社 理事長 下田 安幸  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

## 4 当該農地の所有者等の情報

登記名義人に係る情報がなく、所有者を確知することができない。

## 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに熊本地方法務局に補償金を供託する。

## 6 その他

農地の所有者等は、熊本地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

## 熊本県公告第608号

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。  
令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	吉中 慶豊	天草市河浦町河浦1013番地

## 熊本県公告第609号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。  
令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
熊本県立高等技術専門校仮設校舎賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日  
令和5年(2023年)8月8日
- 落札者の氏名及び住所  
大和リース株式会社熊本支店  
熊本市中央区南熊本五丁目1番1号
- 落札金額  
69,300,000円(うち消費税及び地方消費税の額6,300,000円)
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)6月27日

## 熊本県公告第610号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 築造者の住所 熊本市中央区大江一丁目12番4号
- 築造者の氏名 株式会社ユニオンワン
- 道路の位置 宇土市松山町字松下1543番11及び水路の一部

- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 53.41メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)9月12日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第63号

**熊本県公告第611号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区平成三丁目16番27号
- 2 築造者の氏名 株式会社九建ホーム
- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字広崎字西久保1003番地14
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.01メートルまで
- 5 道路の延長 27.21メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)9月12日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第64号

**熊本県公告第612号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営分田地区土地改良事業(暗渠排水)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営分田地区土地改良事業(暗渠排水)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年(2023年)10月2日から令和5年(2023年)10月30日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

**熊本県公告第613号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
菊陽MEGA MALL【A区画】  
菊池郡菊陽町大字津久礼2527番地2
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ホームインプローブメントひろせ 代表取締役 廣瀬 舜一  
大分県大分市大字古国府243番9号  
(変更後)  
株式会社ホームインプローブメントひろせ 代表取締役 田中 美博  
大分県大分市古国府四丁目7番13号
- 3 変更年月日  
令和5年(2023年)6月1日
- 4 届出年月日  
令和5年(2023年)8月21日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課  
令和5年(2023年)9月29日から令和6年(2024年)1月29日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)1月29日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第614号**

令和5年度(2023年度)熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会の会議を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)10月17日午後2時
- 2 開催場所  
熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
  - (1) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(熊本県消費者教育推進計画)の令和4年度(2022年度)実施結果について
  - (2) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(熊本県消費者教育推進計画)の令和5年度(2023年度)事業計画及び実施状況について
  - (3) 熊本県食品ロス削減推進計画の進捗状況について
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班(熊本県消費生活審議会事務局)  
(電話 096-333-2291)

**熊本県公告第615号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
米野 雅也	玉名市松木	玉名市横島町横島字九番開東割一ノ切8985番4
米野 雅也	玉名市松木	玉名市横島町横島字九番開東割一ノ切8983番2
尾里 勇一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字中原3412番2ほか1筆
新野 敏弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字茶園971番
大石 萬	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字鳥居松1633番11
河野 直行	宇土市善道寺町	宇土市栗崎町字上竹36番1ほか1筆
松里 光洋	宇城市松橋町砂川	宇城市松橋町砂川字有吉1547番5ほか4筆
松里 光洋	宇城市松橋町砂川	宇城市松橋町砂川字有吉1557番1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町砂川字有吉1562番4ほか1筆〕

- 2 認可年月日  
令和5年(2023年)9月21日

熊本県公告第616号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（航空重力測量）	令和5年（2023年） 4月1日から 令和5年（2023年） 7月31日まで	熊本県全域

熊本県公告第617号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）9月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北法道896番ほか2筆

2 認可年月日

令和5年（2023年）9月22日

登載依頼

熊本県警察本部公告第88号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）9月29日

熊本県警察本部長 宮内彰久

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県警察捜査情報統合管理システム改修業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県警察本部刑事部刑事企画課  
郵便番号 862-8610  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年9月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
氏名 日本電気株式会社 熊本支店  
住所 熊本市中央区水道町8番6号
- 随意契約に係る契約金額  
48,441,690円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。